

應せざりし競争機關の悪化を化すを見て遂に近き將來に振向するとの目的を代<sup>考</sup>たる爲悉く具体案を以て争議團と會見の商するに至る。

十日午後三時刈田町派出所にて第一回會見の商し結果争議費用負擔にて安撫取らす、十一日午後一時より争議團本館に第二回の會見をなし兄玉組矢崎弘、争議團奥垣伸三外五名、九柳久保時道外二名出席交渉の結果兄玉組の譲歩に依り左の通り解決す。

十二、解決 條 件

- 1、三月一日に通り賃貸銀（他下前）により支拂ふこと
  - 2、従来も行つて来たか決定せない障ひあつた故に今後は法の示す通りに従ひ更に適偏に負擔する
- 中間調度（出向のこと）の件は承認す

4、争議開始前之心になれば犧牲者を出さぬ  
り、従来日新制度でなかつた故に甚だか知らぬ、依前兄玉組に於て適偏に考慮する

6、争議費用日五拾圓を支給する